

～高齢者の特殊詐欺被害を未然に防ぎ地域防犯力の向上を図ります～

# 迷惑電話防止機能付電話機器 購入費用の一部助成のお知らせ



## 1 迷惑電話防止機能付電話機器とは

- 特殊詐欺を防止するための固定電話機又は固定電話機に取り付ける機器であって、電話機の呼び出し音が鳴る前に、当該電話機の電話番号に架電した者に対し、自動で通話内容を録音する旨の警告メッセージを流した後、通話内容を録音する迷惑電話防止機能を有するもの（以下、電話機器という）

## 2 対象経費（すべてを満たすこと）

- 電話機器の購入費
- 1世帯につき1台限り

## 3 補助額

- 対象購入費（消費税含む）の3分の2を助成（百円未満切捨て）  
※助成額上限6千円まで

## 4 申請できる方（すべてを満たすこと）

- 町内に住民登録のある70歳以上の方
- 本人又は同居人が、この補助金の交付を受けたことがないこと
- 本人又は同居人が町税等を滞納していないこと
- 暴力団員ではない者
- 電話機器を専ら生活の用途として購入する者
- 電話機器により録音された音声その他の情報を、特殊詐欺事件の捜査又は特殊詐欺被害防止のために警察に提供することに同意する者

## 6 手続き方法（事前の申請は必要ありません） 【購入後に申請をしてください。】

※申請者 ————— 役場 -----

### ① 【補助金交付申請書類の提出】

- 補助金交付申請書
- 本人確認ができる書類（写）
- 電話機器の購入に係る領収書（写）
- 購入した電話機器の取扱説明書
- 補助金請求書

申請者提出

### ② 提出書類の審査

### ③ 補助金交付決定通知書の送付

### ④ 補助金の振込